

令和6年3月21日

令和6年第3回守山市教育委員会定例会提出議案

説 明 書

令和6年3月21日

令和6年第3回守山市教育委員会定例会提出議案説明目次

議第10号	守山市育英奨学条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	3
議第11号	守山市就学支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について	4
議第12号	守山市教育支援センターの管理および運営に関する規則の制定について	5

守山市育英奨学条例施行規則に係る改正概要について（議第10号関係）

新型コロナウイルス感染症にかかる経済支援策である「緊急学資資金」を令和5年度末で廃止するため、必要な改正を行おうとするものです。

また、併せて、奨学金の確実な返還を促進するために、借用証書未提出時の対応や様式提出時の誓約等についても必要な改正を行い、これらの改正概要は次のとおりです。

1 改正概要

- (1) 緊急学資資金に関する規定の削除等（第1条、第2条から第5条まで、第7条、第8条ならびに別記様式第1号、第4号、第5号、第10号および第13号から第15号まで関係）

緊急学資資金の廃止に伴い各種様式を変更するとともに、当該事由による守山市育英奨学金条例の一部改正に伴う参照条項の削除や条ずれに合わせた変更を行うもの。

- (2) 返還に関する追記（第7条ならびに別記様式第1号、第5号、第13号および第16号関係）

借用証書が未提出の場合には一括返還請求ができる旨を条文に明記するとともに、願書や誓約書等の提出時に申請者、保護者等および連帯保証人全員の署名を求めするために各種様式に誓約事項等を追加するもの。

- (3) その他規定の整備（第1条の2、第2条から第7条まで、第9条ならびに別記様式第1号および第7号から第11号まで）

条例で規定した用語に合わせた文言修正、現状に合わせた連帯保証人の定義の修正、各種様式における「(自署)」の明記およびその他字句修正を行うもの。

2 施行期日等

- (1) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

守山市就学支援委員会規則に係る改正概要について（議第11号関係）

委員の任期を変更するために必要な改正を行おうとするもので、その改正概要は次のとおりです。

1 改正概要

(1) 任期の変更

各年度において第1回就学支援委員会の開催日からの委嘱が可能となるよう委員の任期を「1年」から「1年以内」に変更する。（第5条の改正関係）

(2) その他字句修正

軽微な字句修正を行う。（第1条、第3条および第6条の改正関係）

2 施行期日等

(1) 施行期日

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

守山市教育支援センターの管理および運営に関する規則案の説明について
(議第12号関係)

子どもや家庭が抱える教育上の課題解決に向けた支援を行うとともに、子どもの社会的自立を目指すことを目的に、新たに不登校児童生徒や保護者対応の基幹センターとして、守山市教育支援センターを設置し、管理および運営に必要な事項を定めようとするもので、その概要は次のとおりです。

1 規則概要

(1) 開所時間、休所日等 (条例第2条関係)

ア 開所時間 午前8時30分から午後5時15分

イ 休業日 日曜日・土曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日、
12月29日から1月3日

(2) 教育相談事業 (条例第3条関係)

ア 教育相談は面接または電話ならびにメール等電子媒体で行う。

イ 面接による相談はセンターへの来所を受けて行う。

(3) 児童生徒支援室事業 (条例第4条関係)

ア センターに児童生徒支援室を設置する。

イ 児童生徒支援室は「くすのき教室」と称することができる。

(4) 開室日 (第5条関係)

開室日時は月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後3時までとする。

(5) 児童生徒支援室への通室 (条例第6条関係)

児童生徒支援室への通室にかかる経費の負担およびその他の事項については、保護者の責任とする。

(6) 児童生徒支援室への通室の手続き (条例第7条関係)

ア 児童生徒支援室に通室させようとする保護者は所長に児童生徒支援室通室申込書を提出しなければならない。

イ 所長は教育支援を開始したときは、通室する児童生徒が在籍する学校長に教育支援の開始を通知する。

(7) 学校への報告等（条例第8条関係）

所長は通室する児童生徒が在籍する学校長に教育支援の経過や状況を報告する。

(8) 児童生徒支援室への通室の終了（条例第9条関係）

ア 所長は児童生徒支援室への通室を継続する必要がないと認めるときは、児童生徒支援室通室終了通知書を保護者に通知する。

イ 所長は教育支援を終了したときは、通室する児童生徒が在籍する学校長に教育支援の終了を通知する。

(9) その他

守山市教育支援センターの公印、申出書、通知書等の様式

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

(2) 次の規則の一部を改正する

ア 守山市生涯学習センター・教育支援センターの管理および運営に関する規則の題名を改めるとともに規則の一部を改正する。

イ 守山市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の施行に関する教育委員会規則（令和3年教委規則第10号）の一部を改正する。